

健康増進法第65条第1項の適用に関するQ&A

Q1：健康増進法における虚偽誇大広告の禁止とは、どのような規制なのか。

健康増進法は「我が国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることにかんがみ、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的とする」法律です（第1条）。

同法第65条第1項は、実際には表示どおりの健康保持増進効果等を有しない食品であるにもかかわらず、一般消費者がその表示を信じ、表示された効果を期待して摂取し続け、ひいては、適切な診療機会を逸してしまう事態を防止するために、「何人も、食品として販売に供する物に関して広告その他の表示をするときは、健康の保持増進の効果その他内閣府令で定める事項（略）について、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。」と規定して、いわゆる虚偽誇大広告を禁止しています。

Q2：健康増進法第65条第1項の「広告その他の表示」は、どのようなものが該当しますか。

健康増進法第65条第1項の「広告その他の表示」とは、具体的には、顧客を誘引するための手段として行う広告その他の表示であって、次に掲げるものが該当します。

- ・ 商品、容器又は包装による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示
- ・ 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告その他の表示（ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。）及び口頭による広告その他の表示（電話によるものを含む。）
- ・ ポスター、看板（プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。）、ネオン・サイン、アドバルーン、その他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告
- ・ 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送（有線電気通信設備又は拡声機による放送を含む。）、映写、演劇又は電光による広告
- ・ 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示（インターネット、パソコン通信等によるものを含む。）

なお、広告その他の表示において、具体的な商品名が明示されていない場合であっても、そのことをもって直ちに健康増進法上の「表示」に該当しないと判断されるものではありません。また、商品名を広告等において表示しない場合であっても、広告等における説明などによって特定の商品に誘引するような事情が認められるときは、健康増進法上の「広告その他の表示」に該当します。

Q 3 : どのような食品が健康増進法第 6 5 条第 1 項の対象になりますか。

健康増進法第 6 5 条第 1 項の対象となる「食品」は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年 8 月 10 日法律第 145 号）上の「医薬品」を除く全ての飲食物であって、錠剤やカプセル形状の食品のみならず、野菜、果物、調理品等その外観、形状等から明らかに一般の食品と認識される物を含め、食品として販売に供する物が対象となっています。

Q 4 : 健康増進法第 6 5 条第 1 項の「健康の保持増進の効果その他内閣府令で定める事項」には、どのようなものが該当しますか。

(1) 健康の保持増進の効果

「健康の保持増進の効果」とは、健康状態の改善又は健康状態の維持の効果であり、具体的には、例えば、次に掲げるものになります。

ア	疾病の治療又は予防を目的とする効果
例	「糖尿病、高血圧、動脈硬化の人に」、「末期ガンが治る」、「虫歯にならない」、「生活習慣病予防」、「骨粗しょう症予防」、「アレルギー症状を緩和する」、「花粉症に効果あり」、「インフルエンザ、コロナウイルスの予防に」、「便秘改善」、「認知症予防」

イ	身体の組織機能の一般的増強、増進を主たる目的とする効果
例	「疲労回復」、「強精（強性）強壯」、「体力増強」、「食欲増進」、「新陳代謝を盛んにする」、「老化防止」、「若返り」、「アンチエイジング」、「免疫機能の向上」、「免疫力を高める」、「疾病に対する治癒力を増強します」、「集中力を高める」、「脂肪燃焼を促進!」、「細胞の活性化」、「治癒力が増す」、「〇〇〇は、活性酸素除去酵素を増加させます」、「歩行能力改善」

ウ	特定の保健の用途に適する旨の効果
	健康の維持、増進に役立つ、又は適する旨を表現するものであって、例えば、次に掲げるものが該当する。 (ア) 容易に測定可能な体調の指標の維持に適する又は改善に役立つ旨 (イ) 身体の生理機能、組織機能の良好な維持に適する又は改善に役立つ旨 (ウ) 身体の状態を本人が自覚でき、一時的であって継続的、慢性的でない体調の変化の改善に役立つ旨 (エ) 疾病リスクの低減に資する旨（医学的、栄養学的に広く確立されているもの）
例	「本品はおなかの調子を整えます」、「この製品は血圧が高めの方に適する」、「コレステロールの吸収を抑える」、「食後の血中中性脂肪の上昇を抑える」、「体脂肪を減らすのを助ける」、「本品は骨密度を高める働きのある〇〇〇（成分名）を含んでおり、骨の健康が気になる方に適する」、「本品には〇〇〇（成分名）が含まれます。〇〇〇（成分名）には食事の脂肪や糖分の吸収を抑える機能があることが報告されています。」

エ	栄養成分の効果
例	「カルシウムは、骨や歯の形成に必要な栄養素です」、「ビタミンDは、腸管でのカルシウムの吸収を促進し、骨の形成を助ける栄養素です」

(2) 「内閣府令で定める事項」

「内閣府令で定める事項」は、次に掲げるものになります。

ア	含有する食品又は成分の量
例	「大豆が〇〇g含まれている」、「カルシウム〇〇mg配合」

イ	特定の食品又は成分を含有する旨
例	「プロポリス含有」、「〇〇抽出エキスを使用しています」

ウ	熱量
例	「カロリー〇%オフ」、「エネルギー0kcal」

エ	人の身体を美化し、魅力を増し、容ぼうを変え、又は皮膚若しくは毛髪を健やかに保つことに資する効果
例	「美肌、美白効果が得られます」、「皮膚にうるおいを与えます」、「美

	しい理想の体形に」
--	-----------

(3) 「健康保持増進効果等」を暗示的又は間接的に表現するもの

次に掲げるもののように、「健康保持増進効果その他内閣府令で定める事項」を暗示的又は間接的に表現するものであっても、「健康保持増進効果その他内閣府令で定める事項」についての表示に当たります。

ア	名称又はキャッチフレーズにより表示するもの
例	「ほね元気」、「延命〇〇」、「妊活」、「腸活」、「快便食品（特許第〇〇〇号）」、「スリム〇〇」、「減脂〇〇」、「血糖下降茶」、「血液サラサラ」、「デトックス〇〇」、「カラダにたまった余分なものをスッキリ」

イ	含有成分の表示及び説明により表示するもの
例	「腸内環境を改善することで知られる〇〇〇を原料とし、これに有効成分を添加することによって、相乗効果を発揮!」、「〇〇〇（成分名）は、不飽和脂肪酸の一種で、血液をサラサラにします」、「〇〇〇（成分名）は、関節部分の軟骨の再生・再形成を促し、中高年の方々の関節のケアに最適です」

ウ	起源、由来等の説明により表示するもの
例	「『〇〇〇』という古い自然科学書をみると×××は肥満を防止し、消化を助けるとある。 こうした経験が昔から伝えられていたが故に、×××は食膳に必ず備えられたものである。」、「×××（国名）では医薬品として販売されています」、「欧州では循環器系の薬として、〇〇〇が使用されています」

エ	身体の組織機能等に係る不安や悩みなどの問題事項を例示して表示するもの
例	「こんなお悩みありませんか？疲れが取れない。健康診断で〇〇の指摘を受けた。運動や食事制限が苦手。いつもリバウンドしてしまう。メタボが気になる。」、「最近、体力の衰えを感じるのは、〇〇が不足しているせいかもしれません。」、「年齢とともに、低下する〇〇成分」

オ	新聞、雑誌等の記事、医師、学者等の談話やアンケート結果、学説、体験談などを引用又は掲載することにより表示するもの
例	〇〇 〇〇（××県、△△歳） 「×××を3か月間毎朝続けて食べたら、9kg痩せました。」 〇〇医科大学△△△教授の談

	<p>「発がん性物質を与えたマウスに〇〇〇の抽出成分を食べさせたところ、何もしなかったマウスよりもかなり低い発ガン率だったことが発表されました」</p> <p>「〇〇%の医師の方が、『〇〇製品の利用をおススメする』と回答しました」</p> <p>「管理栄養士が推奨する〇〇成分を配合」</p>
--	--

カ	医療・薬事・栄養等、国民の健康の増進に関連する事務を所掌する行政機関（外国政府機関を含む。）や研究機関等により、効果等に関して認められている旨を表示するもの
例	「××国政府認可〇〇食品」、「〇〇研究所推薦〇〇食品」

Q 5：健康増進法第65条第1項の「著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示」とは、どのようなものが該当しますか。

(1) 事実に相違する表示

「事実に相違する」とは、広告等に表示されている健康保持増進効果等と実際の健康保持増進効果等が異なることを指します。

具体的には、例えば、次に掲げるものになります。

例	<p>十分な実験結果等の根拠が存在しないにもかかわらず、「3か月間で〇キログラムやせることが実証されています。」と表示する場合や、体験談そのものや体験者、推薦者が存在しないにもかかわらず、体験談をねつ造した場合、ねつ造された資料を表示した場合</p> <p>実際には、機能性表示食品の届出を行っていない商品であるのに、機能性表示食品の届出済みの商品であるかのように誤認させる表示をしている場合</p> <p>機能性表示食品としての届出表示が「本品には〇〇（機能性関与成分の名称）が含まれます。〇〇には、血中コレステロールを低下させる機能があることが報告されています。」であるにもかかわらず、「コレステロールを下げる」と表示するなど、商品自体に機能があるとの根拠を有していないにもかかわらず、届出表示の一部を省略することにより、商品自体に機能性があるかのように表示している場合</p>
---	---

(2) 人を誤認される表示

「人を誤認させる」とは、広告等から一般消費者が認識することとなる健康保

持増進効果等の「印象」や「期待感」と実際の健康保持増進効果等に相違があることを指します。なお、その表示を見て一般消費者が受ける「印象」、「期待感」と実際のものに相違があると認められれば、実際に一般消費者が誤認したという結果まで必要としません。

具体的には、例えば、次に掲げるものになります。

例	<p>特定の成分について、健康保持増進効果等が得られるだけの分量を含んでいないにもかかわらず、生活習慣を改善するための運動等をしなくても、とり過ぎた栄養成分若しくは熱量又は体脂肪若しくは老廃物質等を排出し、又は燃焼させることをイメージさせる場合</p> <p>健康保持増進効果等に関し、メリットとなる情報を断定的に表示しているにもかかわらず、デメリットとなる情報（効果が現れない者が実際にいること、一定の条件下でなければ効果が得られにくいこと等）が表示されておらず、又は著しく一般消費者が認識し難い方法で表示されている場合</p> <p>体験者、体験談は存在するものの、一部の都合の良い体験談のみや体験者の都合の良いコメントのみを引用するなどして、誰でも容易に同様の効果が期待できるかのような表示がされている場合</p> <p>健康保持増進効果等について公的な認証があると表示しておきながら、実際には、当該効果等に係る認証を受けていない場合</p> <p>根拠となる学術データのうち、当該食品にとって不都合な箇所を捨象し、有利な箇所のみを引用する場合</p> <p>完全栄養等と称して健康維持に必要な栄養成分を全て不足なく含んでいるかのように誤認させる表示をしている場合</p>
---	---

(3) 著しくとは

健康増進法第 65 条第 1 項は、食品として販売に供する物に関して広告その他の表示をするときは、健康保持増進効果等について「著しく」事実と相違する表示又は「著しく」人を誤認させるような表示はしてはならないと定めています。広告は、通常、ある程度の誇張を含むものであり、一般消費者もある程度の誇張が行われることを通常想定しているため、社会一般に許容される程度の誇張であれば取締りの対象とはせず、「著しく」人を誤認させるような表示を禁止する趣旨です。具体的に何が「著しく」に該当するかの判断は、個々の広告その他の表示に即してなされるべきですが、例えば、一般消費者が、その食品を摂取した場合に実際に得られる真の効果が広告その他の表示に書かれたとおりではないことを知っていれば、その食品に誘引されることは通常ないと判断される場合は、「著しく」に該当することになります。

なお、仕入れ元（製造元）から提供された表示原稿をそのまま掲載した場合で

あっても、その内容が、著しく事実に相違する表示や、著しく人を誤認させるような表示に当たるものであれば、健康増進法第 65 条第 1 項に違反することになります。

Q 6 : 健康増進法第 6 5 条第 1 項の規制の対象となる者は、どのような者が該当しますか。

健康増進法第 65 条第 1 項は、「何人も」虚偽誇大表示をしてはならないと定めています。そのため、「食品として販売に供する物に関して広告その他の表示をする者」であれば規制の対象となり、食品の製造業者、販売業者等に何ら限定されるものではありません。したがって、例えば、新聞社、雑誌社、放送事業者、インターネット媒体社等の広告媒体事業者のみならず、これら広告媒体事業者に対して広告の仲介・取次ぎをする広告代理店、サービスプロバイダーも同項の規制の対象となり得ます。

Q 7 : 健康増進法第 6 5 条第 1 項に違反した場合は、どのような措置が講じられることになりますか。

健康増進法第 65 条第 1 項の規定に違反するおそれのある表示をした者があ
る場合は、その者に対し、当該表示を改善するよう指導を行います。

また、同項の規定に違反して表示した者があ
る場合において、国民の健康の保持増進及び国民に対する正確な情報の伝達に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、その者に対し、当該表示に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができ、勧告を行った際はその内容を公表することとなっています。

ここでいう「国民の健康の保持増進及び国民に対する正確な情報の伝達に重大な影響を与えるおそれがあると認めるとき」とは、例えば、表示されている健康保持増進効果等に関する苦情等が関係機関に数多く寄せられている場合や、当該食品を摂取した者が健康を害したとする苦情等が関係機関に相当数寄せられている場合、「血糖値を緩やかに下げる」「血圧を下げる」等の健康保持増進効果等に係る虚偽誇大表示がなされることにより、診療を要する疾患等を抱える者が適切な診療機会を逸してしまうおそれがある場合は、これに当たるものといえます。

また、勧告を受けた者が、正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができ
ます（健康増進法第 66 条第 2 項）。当該命令に違反した者には、6 月以下の懲役又は 100 万円以下の罰金が科されます（健康増進法第 71 条）。